

改正

令和5年3月28日規則第12号

いちき串木野市特定非営利活動促進法施行細則

(趣旨)

**第1条** この規則は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）及び鹿児島県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年鹿児島県条例第40号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設立の認証申請書)

**第2条** 条例第2条第1項の申請書は、特定非営利活動法人設立認証申請書（様式第1号）によるものとする。

2 前項の申請書に添付する法第10条第1項に規定する書類のうち、同項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げるものには、それぞれ副本1通を添えるものとする。

(公表及び公衆の縦覧)

**第3条** 法第10条第2項（法第25条第5項及び法第34条第5項の規定により準用される場合を含む。次項において同じ。）の規定による公表は、いちき串木野市のホームページに掲載して行うものとする。

2 法第10条第2項の公衆の縦覧は、まちづくり防災課において行うものとする。

(軽微な不備の補正書)

**第4条** 条例第2条第7項の補正書は、補正書（様式第2号）によるものとする。

2 前項の補正書には、補正後の申請書又は申請書に添付された書類を添付するものとする。この場合において、当該書類が法第10条第1項（法第34条第5項において準用する場合を含む。）に規定する書類のうち、法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げるものであるときは、それぞれ副本1通を添えるものとする。

3 法第25条第5項において法第10条第4項の規定を準用する場合における前項の規定の適用については、同項中「法第10条第1項（法第34条第5項において準用する場合を含む。）に規定する書類のうち、法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げるもの」とあるのは、「変更後の定款、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに法第26条第2項の規定により添付する法第10条第1項第2号イに掲げる書類

及び直近の法第28条第1項に規定する事業報告書等」とする。

(設立登記完了の届出)

**第5条** 法第13条第2項の規定による届出は、設立登記完了届出書(様式第3号)により行うものとする。

2 前項の届出書に添付する書類のうち、登記事項証明書にはその写し1通を、法第14条の財産目録には副本1通をそれぞれ添えるものとする。

(役員の変更等の届出)

**第6条** 法第23条第1項の規定による届出は、役員変更等届出書(様式第4号)により行うものとする。

2 法第23条第2項の適用を受ける特定非営利活動法人が同項の規定により提出する条例第2条第2項各号に掲げる書面は、前項の届出の日前6月以内に作成されたものとする。

3 第1項の届出書に添付する変更後の役員名簿には、副本1通を添えるものとする。

(定款の変更の認証申請書)

**第7条** 条例第4条第1項の申請書は、定款変更認証申請書(様式第5号)によるものとする。

2 前項の申請書に添付する書類のうち、法第25条第4項の規定により添付する変更後の定款、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに法第26条第2項の規定により添付する法第10条第1項第2号イに掲げる書類及び直近の法第28条第1項に規定する事業報告書等には、それぞれ副本1通を添えるものとする。

(定款の変更の届出書)

**第8条** 条例第4条第2項の届出書は、定款変更届出書(様式第6号)によるものとする。

2 前項の届出書に添付する変更後の定款には、副本1通を添えるものとする。

(定款の変更登記の完了に係る証明書の提出書類)

**第9条** 法第25条第7項の規定による提出は、定款変更に係る登記事項証明書提出書(様式第7号)により行うものとする。

2 法第25条第7項の規定により提出する登記事項証明書には、その写し1通を添えるものとする。

(事業報告書等の提出書類)

**第10条** 条例第5条の提出は、事業報告書等提出書(様式第8号)によるものとする。

2 法第29条の規定により提出する事業報告書等には、副本1通を添えるものとする。

(事業報告書等の公開)

**第11条** 条例第6条の閲覧又は謄写は、まちづくり防災課において行うものとする。

(事業の成功の不能による解散の認定の申請)

**第12条** 法第31条第2項の認定の申請は、解散認定申請書(様式第9号)に同条第3項の書面を添付して行うものとする。

(解散の届出)

**第13条** 法第31条第4項の規定による届出は、解散届出書(様式第10号)に解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付して行うものとする。

(清算中に就任した清算人の届出)

**第14条** 法第31条の8の規定による届出は、清算人届出書(様式第11号)に当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付して行うものとする。

(残余財産の譲渡の認証申請)

**第15条** 法第32条第2項の認証の申請は、残余財産譲渡認証申請書(様式第12号)により行うものとする。

(清算終了の届出)

**第16条** 法第32条の3の規定による届出は、清算終了届出書(様式第13号)に清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付して行うものとする。

(合併の認証申請書)

**第17条** 条例第7条第1項の申請書は、合併認証申請書(様式第14号)によるものとする。

2 第2条第2項の規定は、前項の申請書に添付する書類について準用する。この場合において、「法第10条第1項」とあるのは「法第34条第5項において準用する法第10条第1項」と読み替えるものとする。

(合併登記完了の届出)

**第18条** 法第39条第2項において準用する法第13条第2項の規定による届出は、合併登記完了届出書(様式第15号)により行うものとする。

2 前項の届出書に添付する登記事項証明書にはその写し1通を、法第39条第2項において準用する法第14条の財産目録には副本1通をそれぞれ添えるものとする。

(検査をする職員の身分証明書)

**第19条** 法第41条第3項の職員の身分を示す証明書は、身分証明書(様式第16号)によるものとする。

(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による申請等の方法)

**第20条** 条例第17条に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により申請、縦覧、届出、提出、閲覧等を行う場合は、いちき串木野市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成18年いちき串木野市規則第22号）の規定の例による。

（電磁的記録による備置きの方法）

**第21条** 条例第18条第4項に規定する電磁的記録の備置きを行う場合は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

（1）作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより備え置く方法

（2）書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより備え置く方法

2 特定非営利活動法人が、前項の規定により電磁的記録の備置きを行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、又は書面を作成できる措置を講じなければならない。

（電磁的記録による作成の方法）

**第22条** 条例第18条第4項に規定する電磁的記録の作成を行う場合は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により行うものとする。

（電磁的記録による閲覧の方法）

**第23条** 条例第18条第4項に規定する電磁的記録に記録されている事項の閲覧を行う場合は、当該事項を特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類を特定非営利活動法人の事務所に備え置く方法により行うものとする。

（その他）

**第24条** この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に効力を有する鹿児島県知事が行った手続その他の行為又は現に鹿児島県知事に対し行っている申請その他の行為で、鹿児島県事務処理の特例に関する条例（平成12年鹿児島県条例第7号）別表総務部の表2の項に規定する本市が処理することとなる事務に係るものは、この規則の施行の日以後においては、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

**附 則**（令和5年3月28日規則第12号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

年 月 日

いちき串木野市長 様

住 所

氏 名

〔 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号 ( )

特定非営利活動法人を設立することについて、特定非営利活動促進法第10条第1項の認証を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的

備考1 「主たる事務所の所在地」及び「その他の事務所の所在地」には、事務所の所在地の番地まで記載すること。

2 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 定款〔2部〕
- (2) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）〔2部〕
- (3) 各役員が特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本〔1部〕
- (4) 各役員の住所又は居所を証する書面〔1部〕
- (5) 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面〔1部〕
- (6) 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面〔1部〕
- (7) 設立趣旨書〔2部〕
- (8) 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本〔1部〕
- (9) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書〔2部〕
- (10) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書〔2部〕

補 正 書

年 月 日

いちき串木野市長 様

住 所  
氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕  
電話番号 （ ）

年 月 日に申請した申請書（申請書の添付書類）について不備がありましたので、特定非営利活動促進法第10条第4項（同法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり補正を申し立てます。

記

- 1 補正する申請書又は添付書類の名称
- 2 補正の内容
- 3 補正の理由

備考1 「補正する申請書又は添付書類の名称」には、その申請書の名称（「特定非営利活動法人設立認証申請書」等）又は申請書の名称及び添付書類を特定することができる添付書類の名称（「特定非営利活動法人設立認証申請書に添付する特定非営利活動促進法第10条第1項第1号の書類」等）を記載すること。

2 「補正の内容」には、補正する箇所について補正後と申請段階の記載の違いを明らかにした対照表を記載すること。

3 補正書には、補正後の書類を添付すること。ただし、次に掲げる書類について補正を行う場合は、補正後の当該書類を2部添付すること。

- (1) 定款
- (2) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）
- (3) 設立趣旨書又は合併趣旨書
- (4) 設立若しくは合併当初の事業年度又は定款の変更の日の属する事業年度及びそれらの翌事業年度の事業計画書
- (5) 設立若しくは合併当初の事業年度又は定款の変更の日の属する事業年度及びそれらの翌事業年度の活動予算書
- (6) 特定非営利活動促進法第26条第2項の規定により添付する事業報告書

設立登記完了届出書

年 月 日

いちき串木野市長 様

所在地  
名称  
代表者の氏名  
電話番号 ( )

設立の登記が完了したので、特定非営利活動促進法第13条第2項の規定により、届け出ます。

備考 この届出書の提出に併せて、次の書類を提出すること。

- 1 登記事項証明書〔1部〕
- 2 登記事項証明書の写し〔1部〕
- 3 設立の時の財産目録〔2部〕



様式第4号（第6条関係）

役員変更等届出書

年 月 日

いちき串木野市長 様

所在地  
 名称  
 代表者の氏名  
 電話番号 ( )

当法人の役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法第23条第1項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

変更事由	役職名	氏名	住所又は居所	変更 年月日	報酬を受ける 予定の有・無
					有・無

備考1 「変更事由」欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所若しくは居所の異動、改姓又は改名の別を記載し、また、補欠のため、又は増員によって就任した場合には、その旨を付記すること。なお、任期満了と同時に再任された場合には、再任とだけ記載すれば足りる。

- 2 「役職名」欄には、理事又は監事の別を記載すること。
- 3 改姓又は改名の場合には、「氏名」欄に旧姓(名)を括弧を付して併記すること。
- 4 「住所又は居所」欄には、条例第2条第2項各号に掲げる書面において証された住所又は居所を記載すること。
- 5 変更後の役員名簿を2部添付すること。
- 6 役員が新たに就任した場合(任期満了と同時に再任された場合を除く。)には、5に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付すること。
  - (1) 当該各役員が特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
  - (2) 当該各役員の住所又は居所を証する書面

定 款 変 更 認 証 申 請 書

年 月 日

いちき串木野市長 様

所 在 地  
名 称  
代表者の氏名  
電話番号 ( )

当法人の定款を変更することについて、特定非営利活動促進法第25条第3項の認証を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

備考1 「変更の内容」には、変更しようとする定款の各条文等について変更後と変更前の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載すること。

2 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本〔1部〕

(2) 変更後の定款〔2部〕

(3) 当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書（当該定款の変更が特定非営利活動促進法第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときに限る。）〔2部〕

3 所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合には、2に掲げる書類のほか次に掲げる書類を添付すること。

(1) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）〔2部〕

(2) 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面〔1部〕

(3) 直近の特定非営利活動促進法第28条第1項に規定する事業報告書等（設立後これらの書類が作成されるまでの間は同法第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び同法第14条の財産目録、合併後これらの書類が作成されるまでの間は同法第34条第5項において準用する同法第10条第1項第7号の事業計画書、同法第34条第5項において準用する同法第10条第1項第8号の活動予算書及び同法第35条第1項の財産目録）〔2部〕

- 4 認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が特定非営利活動促進法第26条第1項の所轄庁の変更を伴う定款の変更の申請をする場合には、2及び3に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付すること。
- (1) 特定非営利活動促進法第44条第2項第1号に規定する寄附者名簿の写し（特例認定特定非営利活動法人は除く。）
  - (2) 特定非営利活動促進法第44条第2項第2号に規定する同法第45条第1項各号に掲げる認定又は特例認定の基準に適合する旨を説明する書類及び同法第47条各号に掲げる欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し
  - (3) 特定非営利活動促進法第44条第2項第3号に規定する寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し
  - (4) 認定又は特例認定の通知書の写し
  - (5) 所轄庁に提出した直近の次に掲げる書類の写し
    - ア 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
    - イ 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項及び寄附金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載した書類
      - (ア) 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
      - (イ) 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
      - (ウ) 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
        - a 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引
        - b 役員等との取引
    - エ 寄附者（当該認定特定非営利活動法人の役員、役員配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
    - オ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
    - カ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
    - キ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日
  - ウ 特定非営利活動促進法第45条第1項第3号（ロに係る部分を除く。）、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨並びに同法第47条各号に掲げる欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類
  - (6) 所轄庁に提出した直近の助成金の支給の実績を記載した書類の写し

定 款 変 更 届 出 書

年 月 日

いちき串木野市長 様

所 在 地  
名 称  
代表者の氏名  
電話番号 ( )

当法人の定款を変更したので、特定非営利活動促進法第25条第6項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由
- 3 変更した年月日 年 月 日

備考1 「変更の内容」には、変更した定款の各条文等について変更後と変更前の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載すること。

2 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本〔1部〕
- (2) 変更後の定款〔2部〕

様式第7号（第9条関係）

定款変更に係る登記事項証明書提出書

年 月 日

いちき串木野市長 様

所在地  
名称  
代表者の氏名  
電話番号 ( )

定款の変更に係る登記が完了したので、特定非営利活動促進法第25条第7項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、提出します。

備考 登記事項証明書及びその写しを添付すること。

事業報告書等提出書

年 月 日

いちき串木野市長 様

所在地  
名称  
代表者の氏名  
電話番号 ( )

前事業年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）の事業報告書等について、特定非営利活動促進法第29条（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり提出します。

記

- 1 前事業年度の事業報告書〔2部〕
- 2 前事業年度の活動計算書〔2部〕
- 3 前事業年度の貸借対照表〔2部〕
- 4 前事業年度の財産目録〔2部〕
- 5 前事業年度の年間役員名簿〔2部〕
- 6 前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面〔2部〕

備考1 特定非営利活動に係る事業のほか、その他の事業を行う場合には活動計算書を1つの書類の中で別欄表示し、その他の事業を行っていない場合には脚注においてその旨を記載し、又はその他の事業の欄全てに「0」と記載すること。

- 2 5の書類は、前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。

解 散 認 定 申 請 書

年 月 日

いちき串木野市長 様

所 在 地  
名 称  
代表者の氏名  
電 話 番 号 ( )

特定非営利活動促進法第31条第1項第3号に掲げる事由により当法人を解散することについて、同条第2項の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯
- 2 残余財産の処分方法

備考 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能の事由を証する書面を添付すること。

解 散 届 出 書

年 月 日

いちき串木野市長 様

所 在 地  
名 称  
清算人の住所又は居所  
清 算 人 の 氏 名  
電 話 番 号 ( )

特定非営利活動促進法第31条第1項第 号に掲げる事由により当法人を解散したので、同条第4項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 解散事由

2 残余財産の処分方法

備考 解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。



清算人 就任届出書

年 月 日

いちき串木野市長 様

所在地  
名称  
清算人の住所又は居所  
清算人の氏名  
電話番号 ( )

私は、 の清算人に就任したので、特定非営利活動促進法第31条の8の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

清算人が就任した年月日 年 月 日

備考 当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

残余財産譲渡認証申請書

年 月 日

いちき串木野市長 様

所在地  
名称  
清算人の住所又は居所  
清算人の氏名  
電話番号 ( )

当法人の解散による残余財産を譲渡することについて、特定非営利活動促進法第32条第2項の認証を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 譲渡する残余財産
- 2 残余財産の譲渡を受ける者

備考 残余財産を複数の者に譲渡する場合には、「残余財産の譲渡を受ける者」に、それぞれに譲渡する財産を括弧を付して併記すること。

様式第13号（第16条関係）

清 算 結 了 届 出 書

年 月 日

いちき串木野市長 様

所 在 地  
名 称  
清算人の住所又は居所  
清 算 人 の 氏 名  
電 話 番 号 ( )

の清算を結了したので、特定非営利活動促進法第32条の3の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

清算結了年月日 年 月 日

備考 清算結了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

合併認証申請書

年 月 日

いちき串木野市長 様

所在地  
名称  
代表者の氏名  
電話番号 ( )

所在地  
名称  
代表者の氏名  
電話番号 ( )

特定非営利活動法人を合併することについて、特定非営利活動促進法第34条第3項の認証を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 合併後の特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的

備考1 「主たる事務所の所在地」及び「その他の事務所の所在地」には、事務所の所在地の番地まで記載すること。

- 2 次に掲げる書類を添付すること。
  - (1) 合併の議決をした社員総会の議事録の謄本〔1部〕
  - (2) 定款〔2部〕
  - (3) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）〔2部〕
  - (4) 各役員が特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本〔1部〕
  - (5) 各役員の住所又は居所を証する書面〔1部〕
  - (6) 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面〔1部〕
  - (7) 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面〔1部〕
  - (8) 合併趣旨書〔2部〕
  - (9) 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書〔2部〕
  - (10) 合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書〔2部〕

様式第15号（第18条関係）

合 併 登 記 完 了 届 出 書

年 月 日

いちき串木野市長 様

所 在 地  
名 称  
代表者の氏名  
電話番号 ( )

合併の登記が完了したので、特定非営利活動促進法第39条第2項において準用する同法第13条第2項の規定により、届け出ます。

備考 この届出書の提出に併せて、次の書類を提出すること。

- 1 登記事項証明書〔1部〕
- 2 登記事項証明書の写し〔1部〕
- 3 合併の時の財産目録〔2部〕

様式第16号（第19条関係）  
（表 面）

第 号	
身 分 証 明 書	
写  真	所 属 職 名 氏 名
この証明書を携帯する者は、特定非営利活動促進法第41条第1項又は第64条第1項若しくは第2項の規定による検査をする職員であることを証明する。	
年 月 日交付	いちき串木野市長 <span style="float: right;">印</span>

（裏 面）

<b>特定非営利活動促進法抜粋</b>
<p>（報告及び検査）</p> <p>第41条 所轄庁は、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、あらかじめ、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。）に提示させなければならない。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>（報告及び検査）</p> <p>第64条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人等」という。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該都道府県の区域内に所在する当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>3～6（略）</p> <p>7 第41条第3項及び第4項の規定は、第1項又は第2項の規定による検査について準用する。</p>

備考 用紙の大きさは、縦5.4センチメートル、横9.1センチメートルとする。